

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
及び次世代育成支援対策推進法に基づく
姫路獨協大学 行動計画

本学における女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましたので公表いたします。

【女性活躍推進法関係】

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2. 本学の課題

近年、女性の採用者が増えてきているものの、教職員における女性の在職者比率は、34.36%と低い。(前回行動計画策定時の女性の在職者比率32.67%)

3. 目 標

採用者に占める女性比率を40%以上とするとともに、女性の出産・育児等による離職を防止(労働者が利用できる制度の周知)し、女性の在職者比率の向上に努める。

4. 取組内容

令和3年4月～ 職員採用説明会等において、女性が働きやすい職場であることを積極的に広報する。

令和3年8月～ 女性教職員を対象に出産・育児に関する研修会を実施する。

【次世代育成支援対策推進法関係】

すべての職員がその能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2. 内 容

目標1: 令和6年3月31日までに、就業規則第40条(6)による特別休暇の取得を促進する。

(就業規則第40条(6)…妻が出産するとき)

対 策: 全職員に対して制度の周知を行い、管理職に取得への理解を促す。

目標2: 令和6年3月31日までに、育児休業等の制度の周知を行う。

対 策: 全職員に対して制度の周知を行う。

目標3: 令和6年3月31日までに所定労働の削減や年次有給休暇取得を促進する。

対 策: 必要に応じ業務の見直しを検討すると共に、年次有給休暇を取得できるよう事務連絡会議等を通じて管理職に促す。

以 上